

豊田市農業委員会議事録

令和7年2月27日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和7年2月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

議案第 7号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 8号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第10号 農地法第5条事業計画変更申請承認について

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

議案第12号 地域計画案の作成について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (17名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	中川 豊
4番	中根 敏明	5番	深津 峰男	7番	杉浦 俊雄
8番	石川 文志	9番	梅村 逸次	10番	水嶋 広
11番	水野 省治	13番	梅村 貢司	14番	中島 匡代
15番	加知 満	16番	伊藤 政和	17番	倉地 雅博
18番	林 如実	19番	杉田 雅子		

<欠席委員> (2名)

6番	近藤 和人	12番	伊藤喜代司
----	-------	-----	-------

<事務局説明員>

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	杉本 一浩
担当長	白川 佳宏	主査	神谷 一平	主査	井上 貴道
主査	大河原美世	主査	田渕 友規		

(開会 午後2時00分)

議長：ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。出席状況について事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、6番 近藤和人委員、12番 伊藤喜代司委員、以上2名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

3番 中川豊委員、4番 中根敏明委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第7号から第12号までの議案審議案件6件と、その他の報告案件4件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和7年議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案をご覧ください。

5番、平井町の件、担当推進委員の木村委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

6番、扶桑町の件、担当推進委員の木村委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

7番、福受町の件、担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

8番、若林東町の件、担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

9番、堤町の件、担当推進委員の酒井委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

10番、駒新町の件、担当推進委員の柴田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

11番、亀首町の件、担当推進委員の林委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

12番、御船町の件、担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

13番、四郷町の件、担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

14番、白川町の件、担当推進委員の田中委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

15番、大ケ蔵連町の件、担当推進委員の永江委員からは、問題ない旨、ご

意見をいただいております。

16番、東郷町の件、担当推進委員の永江委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

17番、黒坂町の件、担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

18番、羽布町の件、担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

19番、小畑町の件、担当推進委員の松井委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第7号で上程されました15件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第7号は承認決定されました。

令和7年議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

1番、丸山町の件、貸駐車場です。

第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連なっている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地内にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、昭和62年頃から貸駐車場として許可申請をせずに利用していたものを今回の申請で是正するものです。お願いします。

鈴木委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、2番、水間町の件、農業用倉庫です。

農用区域農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものと認められるため、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、令和6年8月頃に無許可で造成し、農業用倉庫を建築して使用していたものを、今回の申請で是正するものです。お願いします。

築山委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、3番、駒場町の件、自己用住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。お願いします。

石川委員：特に問題ございません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特に、ご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第8号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第8号は「適当である旨」承認されました。

令和7年議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

13番、畝部東町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガスパのうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療、その他公共施設がある地域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。お願いします。

中川委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、14番、幸町の件、宅地造成です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。お願いします。

深津委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、15番、中町の件、自己用住宅（駐車場）です。

第2種農地です。

判断基準は、相当数の街区を形成している区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、16番、若林西町の件、従業員用駐車場です。

第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地内にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、17番、若林西町の件、粘土採掘・残土処分（一時転用）です。

農用地区域農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、18番、若林東町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきまして、担当の近藤委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨、ご意見を頂戴しておりますのでご報告いたします。

続きまして、19番、本町の件、流通業務施設（事務所・駐車場）です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、20番、大島町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガスのうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療、その他公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、21番、前林町の件、分家住宅です。

第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できるに該当します。

続きまして、22番、前林町の件、分家住宅です。

第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できるに該当します。お願いします。

杉浦委員：特に異義ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、23番、駒場町の件、分家住宅です。

第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できるに該当します。お願いします。

石川委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、24番、下室町の件、残土処分場（一時転用）です。

農用地区域農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業

振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、２５番、城見町の件、住宅敷地増し（駐車場）です。

第２種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、令和５年４月頃に無許可で転圧工事を行って駐車場として使用していたものを今回の申請で是正するものです。

続きまして、２６番、成合町の件、残土処分場（一時転用）です。

農用地区域農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できるに該当します。お願いします。

水野委員：３件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、２７番、東郷町の件、営農型太陽光発電施設（一時転用）です。

第２種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可できるに該当します。お願いします。

加知委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特に、ご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第９号で上程されました１５件について賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第9号は「適当である旨」承認されました。

令和7年議案第10号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第10号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

2番、若林東町の件、変更内容は事業者変更及び事業区域変更です。

本件は、平成11年4月15日付で5条の転用許可を分家住宅で得ました。許可後、資金繰りが困難になり、加えて当初譲受人が本家を継いだことにより住宅建築の必要性がなくなってしまったため、今回事業者変更及び事業区域変更を内容とした事業計画変更承認願いが提出されたものになります。

なお、事業者及び事業区域が変更となるため、同時に農地転用許可申請がされております。

本件につきまして、担当の近藤委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第10号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第10号は適当である旨承認されました。

令和7年議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回ご審議いただくものは、利用権設定のうち、令和7年3月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。10-1ページ、別紙議案第11号資料①は利用権の総括表になります。次のページ10-2から10-5ページ、議案第11号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、10-1ページ、別紙議案第11号資料①の総括表でご説明させていただきます。

3 総括表の左に書かれているものが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和7年3月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり99筆9万6,497平米の利用権を設定するものです。

以上です。

議 長：事務局の説明が終わりこました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第11号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第11号は承認決定されました。

令和7年議案第12号「地域計画案の作成について」、農政企画課の説明を求めます。

農地企画課：令和7年議案第12号「地域計画案の作成について」。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、下記計画について農業委員会の意見を求めます。

資料として、計画本文と目標地図を合わせた地域計画案を市内全14地区について提出させていただいております。

資料①をご確認ください。

改めてになりますが、地域計画策定の経緯としましては、令和5年4月1日に「農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）」が改正されたことにより、本市を含む法第6条に基づく基本構想を定める市町村が「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）」の策定が義務付けられたということによるものです。

本市においては、もともと人・農地プランの協議を行ってまいりました地域営農協議会を法第18条第1項に規定する「協議の場」として、地域計画の作成に向けた協議を重ねてまいりました。

計画の構成としては、次のページからになります資料②の計画本文案のとおり、資料の①から⑥の項目について定めております。この項目については法第19条第2項に規定されているもので、計画の様式は農林水産省が提示しているものを使用しております。

このうち、計画本文については、資料の（2）①から⑤の項目が記載されております。本文の記載については、協議の場である各地区の地域営農協議会に

において協議された内容のとおりとなっております。ただ、この後ご説明する目標地図への直近の情報の反映により農地面積等の数値データが若干変わっておりますので、ご承知おきください。

目標地図については、令和6年8月に農業委員会から素案を提出いただいております。資料(4)のとおり2点について直近の情報を反映しております。

1つ目は、目標地図素案作成時点以降、農振農用地区域からの除外や編入、農地転用の手続がされた農地を地域計画区域から除外しているものです。

2つ目は、目標地図素案作成時点以降、相続や利用権設定の変更などにより、所有者及び耕作者が変更された農地の情報を更新しているものです。

いずれも、目標地図素案作成時点から既に変わっている情報を反映したものであるということでご理解いただければと思います。

今回は、この計画本文及び目標地図を合わせた地域計画案について法第19条第6項に規定する意見聴取を行わせていただくものです。

農林水産省が定めた地域計画策定マニュアルによりますと、農業委員会への意見聴取の視点として「目標地図の素案を踏まえた内容となっているか」というところが例示されておりますので、先ほど、ご説明させていただきました素案からの情報の反映のところを踏まえて、ご意見をいただければと思います。

なお、今後のスケジュールですが、法令の規定に基づき、本日举行させていただいております関係機関への意見聴取の後、地域計画案の公告を行い2週間の縦覧に供します。

なお、今回の資料には農業を担う者一覧、目標地図のほうに凡例を載せておりますが、この案の公告、その後行う最終公告の段階では個人の名前が入ってきますので、そこは載せない形で公告をさせていただきます。

その際、利害関係人等は市に意見書を提出することができます。その後、3月末までに地域計画を定めた旨の公告を行う予定です。

説明は以上です。

議長：農政企画課の説明をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第12号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第12号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案 12 ページ、12－1 ページ及び 12－2 ページをご覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案 13 ページをご覧ください。

報告「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について」、13 番 榑塚西町の案件から 15 ページをご覧ください。24 番 市木町の案件までの 12 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続きまして、議案 16 ページをご覧ください。

報告、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について」、1 番 浄水町の駐車場の案件及び 2 番 寿町の事務所・店舗併用長屋住宅の案件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 17 ページをご覧ください。

報告、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理について」、5 番 花園町の駐車場の案件から 20 ページをご覧ください。19 番 越戸町の隣接農地の管理用地の案件までの 15 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 29 分)

議事録署名者
